

農政部優良工事施工者表彰選考基準の運用基準

平成21年4月1日付け農整第850号
一部改正 平成26年4月1日付け農整第48号
一部改正 平成28年3月22日付け農整第978号
一部改正 令和2年3月30日付け農整第1281号
一部改正 令和7年3月31日付け農整第1387号

(目的)

第1条 この細則は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱（以下「実施要綱」という）第7条の規定に基づき、農政部の所管にかかる農政部優良工事施工者表彰選考基準細則を定めることにより、優良工事施工者の農政部長表彰及び発注機関の長による表彰の適正な選考に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 農政部優良工事施工者表彰選考基準（以下、「選考基準」という。）第4における「特に優良と認められる場合」とは、別紙「優良工事表彰評価シート」（以下、「評価シート」という。）に従い評価を行い、農政部優良工事施工者表彰審査委員会運営要領（以下、「運営要領」という。）第7条に定める部会（以下、「部会」という。）における評価点数の上位3件若しくは4件を対象とする。ただし、部会における評価点数とは、運営要領第3条第3項に定める部会員（以下、「部会員」という。）の合議による点数とする。

2 選考基準第4における「優良と認められる場合」とは、前項の「特に優良と認められる場合」以外の工事とする。

(表彰の審査)

第3条 優良工事施工者の表彰の選考において審査する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 選考基準第2に規定する要件を満足していること。

(2) 農政部長表彰にあっては第2条第1項の要件を満足していること。

2 表彰は、部会により選定案を検討し、運営要領第3条に定める委員会において決定するものとする。

(附則)

この細則は、平成21年4月1日より施行する。

この細則は、平成26年4月1日より施行する。

この細則は、平成28年3月22日より施行する。

この細則は、令和2年4月1日より施行する。

この細則は、令和7年4月1日より施行する。

優良工事表彰評価シート

工事名				農林 事務所名		
評価項目	補足説明	採 点 表				
		A	B	C	d	備考
①事務所推薦	優先順位	1 位 15点	2 位 10点	3位 5点	4位以下 0点	
②工事成績評点	80点以上	86点以上 5点				
③農業配慮	地域の農業や営農への配慮があるか	特に優れている 20点	優れている 16点	やや優れている 10点	普通である 0点	
④独創性	独創的か、工夫があるか、抜きん出ているか	特に優れている 20点	優れている 16点	やや優れている 10点	普通である 0点	
⑤模範性	他の模範となるか、応用できるか	特に優れている 20点	優れている 16点	やや優れている 10点	普通である 0点	
⑥話題性	研究会、見学会、マスコミ報道、 若手・女性登用等	特に優れている 20点	優れている 16点	やや優れている 10点	普通である 0点	
合計点数		100点	74点	45点	0点	